|  |
| --- |
| **ご　案　内** |

各 事 業 者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島田労働基準協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話(0547)35-4522　FAX(0547)35-5191

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　http://www.shimakikyo.jp

令和６年度

「アーク溶接等業務特別教育」（学科）について

　アーク溶接等業務に労働者をつかせるときには、労働安全衛生法第５９条第３項の規定によって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

　当協会では、下記により標記の特別教育を開催致しますので、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させて頂きますようご案内致します。

記

**１．日時及び会場**

①令和６年　５月３０日（木）・３１日（金）９時００分～　島田市地域交流センター歩歩路　会議室

②令和６年１１月１４日（木）・１５日（金）　　　　　　　　　　〃

※１日目終了時刻は１５時２０分、２日目終了時刻は１６時４０分を予定しています。講習開始時刻１０分

前には受け付けを済ませ着席してください。

**２．特別教育の内容**

（１）アーク溶接等に関する知識　（２）アーク溶接装置に関する知識

（３）アーク溶接等の作業の方法に関する知識　（４）関係法令

**３．学科課程受講料（（テキスト代・消費税10％含む）**

島田労働基準協会の会員事業所は１名につき　１５,１６０円（うち消費税 １,３７８円）

　〃　非会員事業所は１名につき　１７,３６０円（うち消費税 １,５７８円）

**４．お申し込みの方法**

　（１）受講申込書に所要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会にお申込み下さい。定員

になり次第締切らせていただきますので、お早めにお申込み下さい。

　（２）テキストは、開催当日会場でお渡しします。

（３）申込後の取消しは、開催日の７日前までに受講券を返却された場合に限って受講料をお返しします。

また、受講日の変更も開催日の７日前までに連絡して下さい。

※ 講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受

　け付けています。

**５．修了証の交付**　　　講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証（学科課程）」を交付します。

**６．携　行　品**　　　　受講券、筆記用具、昼食、本人確認ができる書類（運転免許証等）

**７．実技教育**

本講習のうち、実技についてはアーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法について１０

時間以上を事業場で実施していただくこととなっています。指導員は既に特別教育を修了している経

験者のうちから指名してください。また、実施した教育記録は保存しておくことが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講月日 | 令和　　　年 　　 月 　　 日 |
| 講習会場 | 島田市地域交流センター歩歩路 |

**島田労働基準協会開催**

**アーク溶接の業務特別教育(学科)受講申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | 生　年　月　日 | | |
| 年 | 月 | 日 |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | |
| 所在地 | （〒　　　　　　　　　） | |
|  | |
| 担当者連絡先 | 部課名 | 氏名 |
|  |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　月　　日支払予定

※講習日の2週間前までにお支払いください。

《個人情報について》

　　上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。